

工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の平成 23 年調査の中止、
商業統計調査の実施時期の変更

資料 3－1 基幹統計調査の変更について（申請）

資料 3－2 商業統計調査に係る承認事項の改正要旨等

資料 3－3 工業統計調査に係る承認事項の改正要旨等

資料 3－4 特定サービス産業実態調査に係る承認事項の改正要旨等

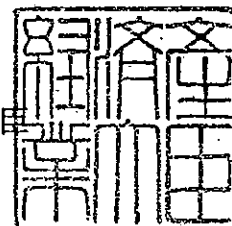
経済産業省

平成 22・09・27 統第 1 号

平成 22 年 10 月 5 日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

商業統計調査

工業統計調査

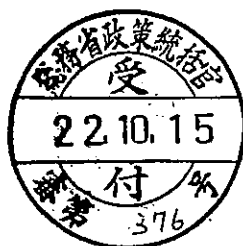
特定サービス産業実態調査

<商業統計調査及び工業統計調査>

主管部課	経済産業省経済産業政策局 調査統計部産業統計室
事務担当者	平木 電話：03（3501）9945 E-mail: qqcebd@meti. go. jp

<特定サービス産業実態調査>

主管部課	経済産業省経済産業政策局 調査統計部サービス統計室
事務担当者	茂野 電話：03（3501）1092 E-mail: qqcebj@meti. go. jp



商業統計調査に係る承認事項の改正要旨

平成 22 年 9 月

調査統計部産業統計室

1. 改正の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）等に基づき、経済センサスの枠組み及び経済センサスの創設に伴う大規模統計調査の統廃合、簡素、合理化について検討を行う「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」が設置され、同検討会における検討の結果、平成 18 年 3 月、「経済センサスの枠組みについて」（以下「枠組み」）が決定された。枠組みの整理によれば、経済センサス-活動調査実施の 2 年後に商業の実態を詳細に把握するために商業統計調査を実施するとされたことから、それに伴う改正を行う。

2. 改正内容

商業統計調査を経済センサス-活動調査実施の 2 年後に実施する旨改める。

申請事項記載書

1 調査の名称
商業統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
1～4 略 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 商業調査は、<u>経済センサス - 活動調査実施の2年後の6月1日現在</u>によって行う。ただし、5の(1)の⑦、⑧、⑩、⑬、⑰並びに⑱のイ、オ及びカは、基準となる期日の前年4月1日から翌年3月31日までの1年間によって行う。 また、5の(1)の1) ⑨は3月末日現在によって行う。 6 略 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年。ただし、<u>平成26年商業調査から次の調査の実施年までは4年とする。</u> (2) 略 8～12 略	1～4 略 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 商業調査は、<u>平成9年以降5年ごとに、6月1日現在</u>によって行う。ただし、5の(1)の⑦、⑧、⑩、⑬、⑰並びに⑱のイ、オ及びカは、基準となる期日の前年4月1日から翌年3月31日までの1年間によって行う。 また、5の(1)の1) ⑨は3月末日現在によって行う。 6 略 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 5年 (2) 略 8～12 略	「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月31日経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)等に基づく経済センサス - 活動調査の実施に伴う商業統計調査の調査周期の変更のため。

商業統計調査要綱

(案)

承認期日平成 年 月 日

経済産業省経済産業政策局
調査統計部産業統計室

商業統計調査要綱

1 調査の名称

商業統計調査

2 調査の目的

商業統計調査（以下「商業調査」という。）は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得るための商業統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

商業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成14年3月7日総務省告示第139号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類J-卸売・小売業に属する事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

商業調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

4 報告を求める者

（1）数

約1,948,000事業所

（2）選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

（3）報告義務者

調査事業所の管理責任者。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「本社等一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、本社等一括調査企業を代表する者。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

① 事業所の名称及び電話番号

② 事業所の所在地

- ③ 経営組織及び資本金額又は出資金額
- ④ 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号
- ⑤ 事業所の開設時期
- ⑥ 従業者数等
- ⑦ 年間商品販売額等
- ⑧ 年間商品販売額の販売方法別割合
- ⑨ 商品手持額
- ⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
- ⑪ セルフサービス方式採用の有無
- ⑫ 売場面積
- ⑬ 営業時間
- ⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数
- ⑮ チェーン組織への加盟の有無
- ⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合
- ⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
- ⑱ 企業の事業所数等
 - ア 企業全体の業種区分
 - イ 商業事業所数
 - ウ 従業者数
 - エ 年間商品仕入額
 - オ 年間商品販売額
 - カ 電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合

(2) 基準となる期日又は期間

商業調査は、経済センサス・活動調査実施の2年後の6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の⑦、⑧、⑩、⑯、⑰並びに⑱のエ、オ及びカは、基準となる期日の前年4月1日から翌年3月31日までの1年間によって行う。

また、5の(1)の⑨は3月末日現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査員調査：経済産業省―都道府県―市町村―調査員―報告者

郵送調査（本社等一括調査）：（配布）経済産業省―報告者

（回収）報告者―都道府県―経済産業省、報告者―経済産業省

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 □その他)

1) 準備調査

- ① 商業調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。
- ② 商業調査の準備調査は、別紙様式第1に掲げる商業準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。
- ③ 統計調査員は、市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。
- ④ 市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し1部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。
- ⑤ 都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し1部を作成して保存し、原票を調査の基準となる期日以後6か月以内に経済産業大臣に提出する。
- ⑥ 都道府県知事は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。

2) 商業調査

① 報告方法

商業調査は、別紙様式第2に掲げる調査票を用いて自計方式によって行う。

② 統計調査員及び経済産業大臣による調査票の配布

統計調査員は、準備調査の結果に基づき、調査票を調査事業所の管理責任者（以下「調査事業所の報告義務者」という。）に配布する。ただし、本社等一括調査企業に属する調査事業所にあつては、経済産業大臣が本社等一括調査企業を代表する者（以下「本社等一括調査企業の報告義務者」という。）に一括して配布する。

③ 統計調査員及び市町村長による調査票の提出

ア 調査事業所の報告義務者は、統計調査員から配布された調査票に所定の事項を記入し、市町村長の定める日までに1部を統計調査員に提出する。

イ 統計調査員は、市町村長の定める日までに調査事業所の報告義務者から調査票1部を取集し、市町村長に提出する。

ウ 市町村長は、イの規定により提出された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに1部を都道府県知事に提出する。

④ 本社等一括調査企業による調査票の提出

ア 本社等一括調査企業の報告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、本社等一括調査企業の有する調査事業所が20以上の都道府県にまたがる場合は経済産業大臣に対し、19以下の都道府県にまたがる場合は当該本社等一括調査企業の本社の所在地を管轄する都道府県知事に対し、それぞれの定める日までに提出する。

イ 本社等一括調査企業の報告義務者は、調査票に代えてフレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに本社等一括調査企業名等を記載したラベルをはり付け、1枚を経済産業大臣又は都道府県知事に対し、それぞれの定める日までに提出することができる。

ウ 都道府県知事は、ア及びイの規定により提出された調査票（フレキシブルディスクから打ち出した調査票を含む。以下同じ。）を都道府県別に整理した上、審査し、当該調査票に記載された調査事業所の所在地が管轄区域外にある場合は、経済産業大臣に調査票1部を送付する。

エ 経済産業大臣は、ア及びイの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、審査し、ウの規定により提出された調査票を都道府県別に整理した上、当該調査票に記載された調査事業所の所在地を管轄する都道府県知事に調査票1部を送付する。

オ 都道府県知事は、イの規定により提出されたフレキシブルディスクを経済産業大臣の定める日までに経済産業大臣に提出する。

⑤ 都道府県知事による調査票の提出

都道府県知事は、③ウ並びに④のア、イ及びエの規定により提出又は送付された調査票をそれぞれ整理した上、総合審査し、調査票を収録した磁気テープ2部を作成して1部を保存し、調査票1部及び調査票を収録した磁気テープ1部を調査の基準となる期日以後6か月以内に経済産業大臣に提出する。なお、都道府県知事は、調査票の写し1部を作成して保存することができる。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

5年。ただし、平成26年商業調査から次の調査の実施年までは4年とする。

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の基準となる期日以後6か月以内

8 集計事項

（1）商業統計速報

- 産業分類細分類別の事業所数（従業者規模別）、従業者数、年間商品販売額、その他の収入額、商品手持額及び売場面積
- 産業分類細分類別の法人・個人別、男女別の就業者数、従業者数（内訳別）、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数及びパート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数
- 都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別の事業所数、従業者数、年間商品

販売額、商品手持額及び売場面積

- 産業分類中分類別、従業者規模別、年次別の事業所数（法人・個人別）、構成比及び増減率
- 産業分類小分類別、年次別の事業所数（法人・個人別）及び増減率
- 産業分類小分類別、年次別の従業者数（法人・個人別）及び増減率
- 産業分類小分類別、年次別の年間商品販売額（法人・個人別）及び増減率
- 産業分類小分類別、年次別の1事業所当たり年間商品販売額、就業者1人当たり年間商品販売額、従業者1人当たり年間商品販売額及び売場面積1㎡当たり年間商品販売額及び増減率
- 小売業の産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 都道府県別、産業分類小分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、構成比及び増減率
- 小売業の産業分類小分類別、来客用駐車場の有無別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び収容台数
- 小売業の業態別、事業所数（従業者規模別）、従業者数、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数、年間商品販売額、その他の収入額、商品手持額及び売場面積
- 小売業の業態別、年次別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積、構成比及び増減率

(2) 商業統計表 第1巻 産業編（総括表）

- 産業分類細分類別、年次別の事業所数（法人・個人別）、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積
- 産業分類細分類別の従業者数（法人・個人別、内訳別）、臨時雇用者数（法人・個人別）、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数（法人・個人別）及びパート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数
- 産業分類小分類別、経営組織別、単独・本支店別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額
- 産業分類細分類別、従業者規模別の事業所数（法人・個人別）、従業者数（法人・個人別）、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、年間商品販売額、その他の収入額（内訳別）、商品手持額、売場面積及び販売効率
- 小売業の産業分類細分類別、売場面積規模別の事業所数（法人・個人別）、従業者数（法人・個人別）、年間商品販売額、その他の収入額（内訳別）、商品手持額及び売場面積
- 小売業の産業分類小分類別、従業者規模別、売場面積規模別の事業所数、売場面積及び年間商品販売額
- 産業分類細分類別、従業者規模別、販売方法別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 小売業の産業分類小分類別、従業者規模別、セルフサービス方式採用事業所の事業所数、従業者数（内訳別）、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従

業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積

- 小売業の産業分類小分類別、従業者規模別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 小売業の産業分類細分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 小売業の産業分類小分類別、年間商品販売額階級別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 産業分類細分小別、年間商品販売額階級別の事業所数（従業者規模別、売場面積規模別）、従業者数及び年間商品販売額
- 小売業の産業分類小分類別、営業時間階級別の事業所数（開店時刻・閉店時刻別）、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 小売業の産業分類細分類別、来客用駐車場収容台数区分別の法人・個人別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積及び収容台数
- 小売業の産業分類細分類別、従業者規模別、駐車場の有無別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び収容台数
- 小売業の産業分類小分類別、従業者規模別、チェーン組織への加盟別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積
- 産業分類細分類別、従業者規模別の事業所数（本支店別、開設時期別）、従業者数（内訳別）、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、年間商品販売額、その他の収入額（内訳別）、商品手持額及び売場面積
- 卸売業の産業分類小分類別、従業者規模別、営業形態別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額
- 小売業の産業分類小分類別、営業時間階級別の事業所数（開店時刻・閉店時刻別）、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 産業分類細分類別、従業者規模別、販売方法別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 産業分類中分類別、従業者規模別、仕入先別、販売先別の年間商品販売額及び構成比
- 産業分類小分類別、従業者規模別の商業企業数（商業事業所数階級別）、商業事業所数、商業企業の従業者数、年間商品仕入額、年間商品販売額及び電子商取引扱いの商業企業数・取引額
- 産業分類小分類別、年間商品販売額階級別、事業所数階級別の商業企業数、従業者総数、年間商品販売額及び年間商品仕入額
- 産業分類小分類別、資本金階級別、事業所数階級別の商業企業（会社組織）数、従業者総数、年間商品仕入額（うち電子商取引による金額）、年間商品販売額（うち電子商取引による金額）及び資本金総額
- 産業分類細分類別、従業者規模別の事業所数（本支店別、開設時期別）、従業者数（内訳別）、年

間商品販売額、その他の収入額（内訳別）、商品手持額及び売場面積

- 小売業の産業分類小分類別、営業時間階級別の事業所数（開店時刻・閉店時刻別）、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

(3) 商業統計表 第2巻 産業編（都道府県表）

- 都道府県別、年次別、卸売業、小売業別の事業所数（法人・個人別）、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積
- 都道府県別、東京23区・政令指定都市別、産業分類細分類別の事業所数（従業者規模別）、従業者数（内訳別）、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積
- 都道府県別、東京23区・政令指定都市別、卸売業、小売業別の従業者数（法人・個人別、内訳別）、臨時雇用者数（法人・個人別）、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数（法人・個人別）及びパート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数
- 都道府県別、卸売業、小売業別、経営組織別の事業所数（単独・本支店別）、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額
- 都道府県別、東京23区・政令指定都市別、産業分類小分類別、販売方法別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 小売業の都道府県別、東京23区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 小売業の都道府県別、東京23区・政令指定都市別、産業分類中分類別、売場面積規模別の事業所数、売場面積及び年間商品販売額
- 小売業の都道府県別、東京23区・政令指定都市別、産業分類中分類別、営業時間階級別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 卸売業の都道府県別、産業分類小分類別、営業形態別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額
- 都道府県別、東京23区・政令指定都市別、産業分類小分類別、販売方法別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 都道府県別、産業分類（卸売業小分類・小売業中分類）別、仕入先別、販売先別の年間商品販売額及び構成比

(4) 商業統計表 第3巻 産業編（市区町村表）

- 区市郡別、産業分類小分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積（小売業）
- 町村別、産業分類（卸売業計・小売業中分類）別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積（小売業）

(5) 商業統計表 第4巻 品目編

- 区市郡別、商品（卸売）別の事業所数及び年間商品販売額
 - 区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額
 - 産業分類細分類別、商品（卸売）別の事業所数及び年間商品販売額
 - 産業分類細分類別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額
- （６）商業統計表 流通経路別 統計編（卸売業）
- 流通段階・流通経路別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額並びに仕入先別、販売先別の事業所数、年間商品仕入額、年間商品販売額及び構成比
 - 産業分類細分類別、流通段階・流通経路別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額並びに仕入先別、販売先別の事業所数、年間商品仕入額、年間商品販売額及び構成比
 - 産業分類細分類別、流通段階別、従業者規模別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額並びに仕入先別、販売先別の事業所数、年間商品仕入額、年間商品販売額及び構成比
 - 都道府県別、流通段階・流通経路別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び商品手持額並びに仕入先別、販売先別の事業所数、年間商品仕入額、年間商品販売額及び構成比
- （７）商業統計表 立地環境特性格別 統計編（小売業）
- 特性格別、産業分類細分類別の事業所数（法人・個人別、営業時間別）、従業者数（法人・個人別）、年間商品販売額（法人・個人別）、その他の収入額、商品手持額及び売場面積（法人・個人別）
 - 特性格別、産業分類細分類別の事業所数（本支店別、開設時期別）
 - 特性格別、産業分類小分類別、開店時刻・閉店時刻別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
 - 特性格別、業態別の事業所数、従業者数、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、年間商品販売額、売場面積別及び販売効率
 - 業態別、特性格別、従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別の事業所数及び年間商品販売額
 - 都道府県別、東京２３区・政令指定都市別、特性格別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
 - 都道府県別、東京２３区・政令指定都市別、特性格別、駐車場の有無別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び収容台数
 - 商業集積地区の産業分類小分類別、従業者規模別の事業所数、従業者数、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、年間商品販売額（法人・個人別）、その他の収入額、商品手持額、売場面積及び販売効率
 - 商業集積地区の都道府県別、都市人口規模別、産業分類中分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積
 - 商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大店舗数、大店舗内

事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

- 都道府県別、東京23区・政令指定都市別、特性別、大規模小売店舗・大規模小売店舗以外別の事業所数、大店舗数、大店舗内事業所数、従業者数、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、年間商品販売額、売場面積及び販売効率
- 都道府県別、東京23区・政令指定都市別、特性別の大規模小売店舗面積規模別大店舗数、事業所数、従業者数及び年間商品販売額

(8) 商業統計表 業態別 統計編 (小売業)

- 区部・市部・郡部別、業態別、従業者規模別の事業所数(法人・個人別、本支店別)、従業者数、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、年間商品販売額(法人・個人別)、その他の収入額、商品手持額、売場面積及び販売効率
- 都道府県別、業態別の従業者数(法人・個人別、内訳別)、臨時雇用者数(法人・個人別)、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数(法人・個人別)及びパート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数
- 区部・市部・郡部別、業態別、従業者規模別、年間商品販売額階級別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 都道府県別、東京23区・政令指定都市別、業態別の事業所数(法人・個人別、本支店別)、従業者数、臨時雇用者数、従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者数、他からの派遣従業者数、年間商品販売額(法人・個人別)、その他の収入額、商品手持額、売場面積及び販売効率
- 都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比
- 産業分類細分類別、業態別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 都道府県別、産業分類小分類、業態別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 区部・市部・郡部別、都道府県別、業態別、来客用駐車場の有無別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、収容台数及び売場面積
- 区部・市部・郡部別、業態別の事業所数(開設時期別、営業時間別)
- 区部・市部・郡部別、業態別、法人(経営組織別)・個人別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 区部・市部・郡部別、業態別、売場面積規模別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- コンビニエンスストアの区部・市部・郡部別、売場面積規模別、従業者規模別、営業時間別の事業所数、従業者数及び年間商品販売額
- 区部・市部・郡部別、業態別、従業者規模別、チェーン組織への加盟別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積
- 業態別、商品別の事業所数及び年間商品販売額

(9) 商業統計詳細情報

(立地環境特性別統計編について)

- 都道府県別、市区町村別の商店街数、商業集積地区（商店街）別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積、大規模小売店舗の事業所数、従業者総数、年間商品販売額及び売場面積、大型小売店の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積
- 商業集積地区別、産業分類小分類別の事業所数（従業者規模別、売場面積規模別）、従業者数、売場面積、年間商品販売額及び販売効率
- 商業集積地区別、業態別の事業所数（従業者規模別、売場面積規模別）、従業者数、売場面積、年間商品販売額及び販売効率

(10) メッシュデータ

(1kmメッシュ)

① 規模別ファイル

- 卸売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額
- 小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積及び来客用駐車場収容台数
- 従業者規模別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積
- 年間商品販売額階級別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積
- 売場面積規模別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積
- 事業所の開設時期別の事業所数
- 業種分類別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積

② 産業分類別ファイル

- 産業分類中分類別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積
- 産業分類小分類別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積

③ 業態別ファイル

- 業態別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積

(500mメッシュ)

- 小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積及び来客用駐車場収容台数
- 産業分類中分類別の事業所数及び年間商品販売額
- 従業者規模別の事業所数
- 年間商品販売額階級別の事業所数
- 売場面積規模別の事業所数
- 業種分類別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積

○ 業態別の事業所数、年間商品販売額及び売場面積

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット、刊行物及び閲覧により公表する。

閲覧の方法（CD-ROM に記録したものをディスプレイ画面に表示する方法により閲覧又は電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧）

(2) 公表の期日

商業統計速報は、調査年の翌年（3月頃の予定）

商業統計表 第1巻 産業編（総括表）は、調査年の翌年（11月頃の予定）

商業統計表 第2巻 産業編（都道府県表）は、調査年の翌年（11月頃の予定）

商業統計表 第3巻 産業編（市区町村表）は、調査年の翌年（11月頃の予定）

商業統計表 第4巻 品目編は、調査年の翌年（11月頃の予定）

商業統計表 流通経路別 統計編（卸売業）は、調査年の翌々年（2月頃の予定）

商業統計表 立地環境特性別 統計編（小売業）は、調査年の翌々年（2月頃の予定）

商業統計表 業態別 統計編（小売業）は、調査年の翌々年（2月頃の予定）

商業統計詳細情報（全集積地）データは、調査年の翌々年

メッシュデータは、調査年の翌々年

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	5年	都道府県知事及び市町村長
準備調査名簿	5年	経済産業大臣
調査票及びフレキシブルディスク	5年	経済産業大臣
集計表	10年	経済産業大臣
調査票を記録した磁気テープ	5年	都道府県知事
調査票及び集計表を記録した磁気テープ	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の（1）報告を求める事項」中「1）商業調査」の⑤から⑮までに掲げる事項。

別紙様式第1	商業準備調査名簿一略
別紙様式第2	商業調査票一略

別紙

準備調査名簿の複写及び集計業務の一部委託について

経済産業大臣、都道府県知事及び市町村長が、準備調査名簿の複写又は集計業務の一部を第三者に委託して行わせる場合には、それぞれの受託者に準備調査名簿及び調査票の秘密保護を厳守させるため、次の措置を採るものとする。

- (1) 契約書に秘密保護に関する規定を設けること。
- (2) 受託者からの誓約書の徴求、その他準備調査名簿及び調査票の秘密の保護のために必要と認める措置を採ること。

商業統計調査の必要性

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、商業統計調査規則（昭和27年8月13日通商産業省令第60号、最終改正平成21年3月18日経済産業省令第15号）によって実施している。

本調査は、事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額、経営形態などを産業分類別、規模別、地域別等に商業の実態を明らかにし、商業に関する施策等の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の結果は、中小企業を中心とする流通関連施策の立案、大規模小売店舗立地法及び小売商業調整特別措置法の運用、中小小売商業振興法の運用、商業近代化地域計画の策定、商店街診断、広域商業診断の実施、卸売商業団地等の計画策定、商店街近代化計画の作成、中小企業の事業転換推進、都市計画、市街地再開発計画、都市の特性分析のための基礎資料として利用されている。

また、国民経済計算、産業連関表、中小企業白書、商業動態統計、全国物価統計調査などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

なお、商業統計調査は、「経済センサス-活動調査の実施方法等の見直しについて」の整理に従い、経済センサス-活動調査の実施の2年後に実施することとなった。

商業統計調査の利用実態

商業統計調査は商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

- ◆「中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）」（平成10年法律第92号）の基本方針策定、運用における市町村の基本計画作成及び評価、市町村の取組を支援するための国の施策検討の基礎資料として利用（経済産業省、市町村）地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料
- ◆地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税都道府県間清算の算定基準資料
地方消費税の都道府県間清算を行う際の算定基準の基礎資料
- ◆地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく地方交付税額算定の基礎資料

<都道府県・市町村での利用例>

- ◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料
- ◆都市計画区域の整備、開発計画策等の基礎資料
- ◆商業集積状況の現状分析の基礎資料
- ◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用
（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

- ◆産業連関表、国民経済計算（SNA）及び国民所得統計（GDP統計）等の基礎資料
- ◆中小企業白書、ものづくり白書、国民生活白書等の資料

<都道府県・市町村での利用例>

- ◆地域産業連関表、県民所得統計等の基礎資料
- ◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料

(3) 企業や大学での利用

- ◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測等の資料
- ◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 経済開発協力機構（OECD）統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団